寒河江市健康診査費用の徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月１２日

寒河江市長　　齋　　藤　　真　　朗

寒河江市規則第１号

寒河江市健康診査費用の徴収規則の一部を改正する規則

寒河江市健康診査費用の徴収規則（昭和６２年市規則第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「かかる費用の一部又は全部徴収」を「係る費用の一部又は全部を徴収すること」に改める。

第２条中第９号を削り、第１０号を第９号とする。

第５条中「費用」を「費用（第２条第１号の胃がん検診のうち胃内視鏡検査に係るものを除く。）」に改め、同条第１号中「による被保護」を「に規定する保護を受けている」に改め、同条中第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する市町村民税が非課税である世帯（世帯に属する者全員が当該年度分（賦課決定前においては、前年度分）の市町村民税を課されていない者である世帯をいう。）に属する者

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。